

改正案	現行
<p>（一般廃棄物の運搬を委託できる者）</p> <p>第一条の十七 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者</p> <p>二 第二条各号に掲げる者</p> <p>三 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び第十条の二十第一項に掲げる者（同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者に限る。）</p> <p>四 法第九条の八第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）</p> <p>五 法第九条の九第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）</p> <p>（一般廃棄物の処分を委託できる者）</p> <p>第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。</p> <p>一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として</p>	

行う者

二 第二条の三各号に掲げる者

三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第十条の二十第一項に掲げる者（同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。）

四 法第九条の八第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。）

五 法第九条の九第一項の認定を受けた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項）

第十九条の十九 令第四条の四第二号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

第二十条の二十 （略）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 削除

第二十一条の十七 （略）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利

用の目的となる廃スプリングマットレス（スプリングマットレスが一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該廃スプリングマットレスのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 廃スプリングマットレスになる前のスプリングマットレスを製造する事業者（資本の額が三億円を超える会社に限る。第二条の三第三号イにおいて「製造事業者」という。）が作成する当該廃スプリングマットレスの再生利用に関する事業計画（再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬に係るすべての廃スプリングマットレスが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃スプリングマットレスが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該廃スプリングマットレスが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の五に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確實であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五・六（略）

七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（前号の規定による指定に係る一般廃棄物を除く。以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確實であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五・六（略）

七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般

廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次にいづれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ〜ハ（略）

ト 法第七条第五項第四号イから又までのいづれにも該当しないこと。

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の五に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつ

廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次にいづれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ〜ハ（略）

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいづれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

た者で当該不利益処分があつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。)に該当しないこと。

八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ (略)

九 特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。)、スプリングマツトレス又は自動車用タイヤの販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもの(次)のいずれにも該当するもの(次のいずれにも該当するもの)に限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

(削除)

八 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ (略)

ロ 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

ハ (略)

九 特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。)、スプリングマツトレス又は自動車用タイヤの販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもの(次)のいずれにも該当するもの(次のいずれにも該当するもの)に限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

ロ (略)

十 広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータ)又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて次

のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃パーソナルコンピュータのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 廃パーソナルコンピュータになる前のパーソナルコンピュータを製造し、又は輸入する事業者（資本の額が三億円を超える会社に限る。第二条の三第七号イにおいて「製造事業者等」という。）が作成する当該廃パーソナルコンピュータの再生利用に関する事業計画（再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬に係るすべての廃パーソナルコンピュータが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を

(削除)

経過しない者に該当しないこと。

十一 広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム電池（以下「密閉型蓄電池」という。）が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃密閉型蓄電池のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 廃密閉型蓄電池になる前の密閉型蓄電池を製造する事業者（資本の額が三億円を超える会社に限る。第二条の三第八号イにおいて「製造事業者」という。）が作成する当該廃密閉型蓄電池の再生利用に関する事業計画（再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬に係るすべての廃密閉型蓄電池が再生利用の目的となること。

ハ 当該廃密閉型蓄電池が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該廃密閉型蓄電池が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる



経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、

経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十二 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ（略）

ロ 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

ハ（略）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第二条の二 法第七条第三項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、

次のとおりとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 削除

次のとおりとする。

一・二 (略)

(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)

第二条の三 法第七条第四項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 広域的に処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃スプリングマットレスを適正に処分する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃スプリングマットレスのみの処分を業として行う場合に限る。)

イ 製造事業者が作成する当該廃スプリングマットレスの再生利用に関する事業計画(再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該処分を行うこと。

ロ 当該処分に係るすべての廃スプリングマットレスが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃スプリングマットレスの種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

ニ 保管施設を有する場合にあつては、当該廃スプリングマットレスが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五（略）

六 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。

ロ 当該タイヤの処分を行う施設の日当たりの処理能力が五トン以上であり、かつ、当該施設について、法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていること。

八 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

二（略）

へ 当該処分的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（前号の規定による指定に係る一般廃棄物を除く。以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五（略）

六 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第十四条第四項の許可を受けていること。

ロ 当該タイヤの処分を行う施設の日当たりの処理能力が五トン以上であり、かつ、当該施設について、法第八条第一項及び第十五条第一項の許可を受けていること。

八 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

二（略）

(削除)

七 広域的に処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃パーソナルコンピュータを適正に処分する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃パーソナルコンピュータのみの処分を業として行う場合に限る。)

イ 製造事業者等が作成する当該廃パーソナルコンピュータの再生利用に関する事業計画(再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該処分を行うこと。

ロ 当該処分に係るすべての廃パーソナルコンピュータが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃パーソナルコンピュータの種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

ニ 保管施設を有する場合にあつては、当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

ハ 広域的に処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的

(削除)

となる廃密閉型蓄電池を適正に処分する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イ）に規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃密閉型蓄電池のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。

イ 製造事業者が作成する当該廃密閉型蓄電池の再生利用に関する事業計画（再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該処分を行うこと。

ロ 当該処分に係るすべての廃密閉型蓄電池が再生利用の目的となること。

ハ 当該廃密閉型蓄電池の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

ニ 保管施設を有する場合にあつては、当該廃密閉型蓄電池が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

（一般廃棄物処分業の許可の基準）

（一般廃棄物処分業の許可の基準）

第二条の四 法第七條第十項第三号（法第七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第七條第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）

2（略）

3 法第七條第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

一・二（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七條の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 次に掲げる者

イ 法第七條第五項第四号子に規定する法定代理人

ロ 法第七條第五項第四号リに規定する役員及び政令で定める使用人

ハ 法第七條第五項第四号又に規定する政令で定める使用人

第二条の四 法第七條第六項第三号（法第七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

第二条の五 法第七條第十一項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）

2（略）

3 法第七條第十二項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。

一・二（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七條の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 次に掲げる者

イ 法第七條第三項第四号へに規定する法定代理人

ロ 法第七條第三項第四号トに規定する役員及び政令で定める使用人

ハ 法第七條第三項第四号子に規定する政令で定める使用人

三・四（略）

2（略）

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第三条（略）

2・3（略）

4 法第八条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五（略）

六 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の氏名及び住所

八（略）

九 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。  
一～十（略）

十一 申請者が法第七条第五項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

十二 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十三 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し

十四（略）

十五 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、

三・四（略）

2（略）

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第三条（略）

2・3（略）

4 法第八条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五（略）

六 申請者が法第七条第三項第四号ヘに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第七条第三項第四号トに規定する役員の氏名及び住所

八（略）

九 申請者に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。  
一～十（略）

十一 申請者が法第七条第三項第四号イからチまでに該当しない旨を記載した書類

十二 申請者が法第七条第三項第四号ヘに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十三 申請者が法人である場合には、法第七条第三項第四号トに規定する役員の住民票の写し

十四（略）

十五 申請者に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、

その者の住民票の写し

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の四 法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項

イ 法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

ロ 法第七条第五項第四号リに規定する役員

ハ (略)

二 令第四条の七に規定する使用人

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の氏名及び住所

ハ (略)

九 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 六 (略)

その者の住民票の写し

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の四 法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項

イ 法第七条第三項第四号ヘに規定する法定代理人

ロ 法第七条第三項第四号トに規定する役員

ハ (略)

二 令第四条の六に規定する使用人

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 申請者が法第七条第三項第四号ヘに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第七条第三項第四号トに規定する役員の氏名及び住所

ハ (略)

九 申請者に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 六 (略)



七 申請者が法第七条第五項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

八 申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し

十 (略)

十一 申請者に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 法第七条第五項第四号リに規定する役員の氏名及び住所

六 (略)

七 令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第七条第五項第四号リに規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ (略)

七 申請者が法第七条第三項第四号イからチまでに該当しない旨を記載した書類

八 申請者が法第七条第三項第四号ヘに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九 申請者が法人である場合には、法第七条第三項第四号トに規定する役員の住民票の写し

十 (略)

十一 申請者に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 法第七条第三項第四号トに規定する役員の氏名及び住所

六 (略)

七 令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第七条第三項第四号トに規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ (略)

二 令第四条の七に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所

九十一（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ（略）

八 法第七条第五項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

二 法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し

ホ（略）

へ 令第四条の七に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

ト（略）

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ（略）

八 法第七条第五項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

二 法第七条第五項第四号リに規定する役員の住民票の写し

ホ（略）

へ 令第四条の七に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

二 令第四条の六に規定する使用人となる者がある場合には、その者の氏名及び住所

九十一（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一（略）

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合には、当該法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ（略）

八 法第七条第三項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

二 法第七条第三項第四号トに規定する役員の住民票の写し

ホ（略）

へ 令第四条の六に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

ト（略）

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ（略）

八 法第七条第三項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

二 法第七条第三項第四号トに規定する役員の住民票の写し

ホ（略）

へ 令第四条の六に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し

(相続の届出)

第六条 法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～六 (略)

七 相続人が法第七条第五項第四号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 相続人に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 相続人が法第七条第五項第四号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

六 相続人に令第四条の七に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲

五・六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

(相続の届出)

第六条 法第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～六 (略)

七 相続人が法第七条第三項第四号へに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 相続人に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～四 (略)

五 相続人が法第七条第三項第四号へに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

六 相続人に令第四条の六に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第七条第四項又は第十四条第四項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲

五・六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

ならない。

一〇七 (略)

八 申請者が法第七条第五項第四号イから又までに該当しない旨を記載した書類

九〇二十一 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇七 (略)

八 法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

九〇十一 (略)

第六条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 前項各号に掲げる者の変更の場合には、当該者が法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しない旨を記載した

書類

(広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の十三 法第九条の九第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当する一般廃棄物として

ならない。

一〇七 (略)

八 申請者が法第七条第三項第四号イからイまでに該当しない旨を記載した書類

九〇二十一 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇七 (略)

八 法第七条第三項第四号イからイまでのいずれにも該当しないこと。

九〇十一 (略)

第六条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一・二 (略)

三 前項各号に掲げる者の変更の場合には、当該者が法第七条第三項第四号イからイまでのいずれにも該当しない旨を記載した

書類

環境大臣が定めるものとする。

一 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの

二 製品が一般廃棄物となつたものであつて、当該一般廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）、加工又は販売の事業を行う者（これらの者が設立した社団、組合その他これらに類する団体（法人であるものに限る。）及び当該処理を他人に委託して行う者を含む。以下「製造事業者等」という。）が行うことにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの

（一般廃棄物の広域的処理の認定の申請）

第六条の十四 法第九条の九第一項の認定の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行うものとする。

（広域的処理の内容の基準）

第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

二 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明

確であること。

三 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

四 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五 当該申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準又は法第六条の二第三項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準等」という。）に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。

六 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。

七 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る一般廃棄物を広域的に収集することにより、当該一般廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）を行つた後に埋立処分を行うものであること。

九 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準）

第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 三 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 四 不利益処分を受け、その不利益処分のおつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 五 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。
  - イ 当該一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
  - ロ 積替施設を有する場合には、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。
- 二 当該申請に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。
  - イ 当該一般廃棄物の種類に応じ、その処分(再生を含む。)に適するものであること。

口 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第一項の許可（法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。

ホ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

三 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八 法第九条の九第二項の規定による環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物の種類

ロ 当該申請に係る処理を行う区域

ハ 当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、当該処理の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ニ 当該申請に係る一般廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程

ホ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、



性状及び処理方法

へ 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲

ト 当該申請に係る処分（再生を含む。）の用に供する施設の種類、場所及び処理能力

チ 次に掲げる一般廃棄物等の一年間の数量等

(1) 当該申請に係る処理を行う一般廃棄物の種類ごとの数量

(2) 当該申請に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

(3) 再生を行う場合にあつては再生品の種類ごとの数量

(4) 熱回収を行う場合にあつては当該熱回収により得ようとする熱量

リ 再生品又は熱回収によつて得ようとする熱の利用方法並びにこれらを他人に売却する場合にあつては、その主な取引先及び価格の見込み

又 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制

ル 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置

ヲ 申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

ワ その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

二 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び

登記簿の謄本

- 三 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- 四 申請者が第六条の十六各号に適合することを示す書類
- 五 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 当該処理の受託者が第六条の十六第一号及び第二号に適合することを示す書類
- ロ 当該処理の受託者が第六条の十六第三号から第五号までに適合すること及び当該受託者がこれらの規定に適合しないこととなつた場合にはその者に当該処理を委託しないことを示す書類
- 六 受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第一項の許可（法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであることを示す書類
- 七 受け入れる一般廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設について、産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類
- 八 前二号のほか、当該申請に係る処理の用に供する施設が前条各号に規定する基準に適合したものであることを示す書類
- 九 その他第六条の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類

（表示）

第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者（その委託を

受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。

- 一 当該認定に係る一般廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- 二 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 認定の年月日及び認定番号
- 四 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 当該認定に係る一般廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地

（一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請）

第六条の二十 令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始予定年月日

2 前項の申請書には、令第五条の九の規定により交付を受けた認

定証及び当該申請に係る変更に係る第六条の十八に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の二十一 令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第六条の十八第一項第一号イに掲げる事項に係る変更
- 二 第六条の十八第一項第一号ロに掲げる事項に係る変更
- 三 第六条の十八第一項第一号ニに掲げる事項に係る変更(認定に係る処理の行程を変更する場合に限る。)
- 四 第六条の十八第一項第一号ホに掲げる事項に係る変更
- 五 第六条の十八第一項第一号ヘに掲げる事項に係る変更
- 六 第六条の十八第一項第一号又に掲げる事項に係る変更(申請者が統括して管理する体制の内容を変更する場合に限る。)
- 七 第六条の十八第一項第一号ヲに掲げる事項に係る変更
- 八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更(当該者を追加する場合に限る。)
- 九 法第九条の九第二項第二号に規定する施設の種類の変更

(一般廃棄物の広域的処理の認定証)

第六条の二十二 令第五条の九の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 認定を受けた者(当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第五号において同じ。)(の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 一般廃棄物の種類
- 四 処理を行う区域
- 五 認定を受けた者の事業の内容

(廃止等の届出)

第六条の二十三 令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出は、当該変更又は廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容又は廃止した事業の範囲

四 変更又は廃止の理由

五 変更又は廃止の年月日

2 当該認定に係る処分用に供する施設の変更を行った場合には、前項の届出書に、当該変更に係る第六条の二十第二項に掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、第一項の届出書に、当該認定に係る認定証を添付しなければならない。

(報告)

第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物の種類ご

とに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 次に掲げる数量又は熱量

イ 当該申請に係る処理を行つた一般廃棄物の種類ごとの数量

ロ 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）

（の種類ごとの数量

ハ 再生を行つた場合にあつては再生品の種類ごとの数量

二 熱回収を行つた場合にあつては当該熱回収により得られた熱量

第六条の二十五～第六条の二十七（略）

（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物）

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃

棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

第六条の十三～第六条の十五（略）

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

第七条の八（略）

（産業廃棄物の運搬を委託できる者）

第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者）（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（産業廃棄物の処分を委託できる者）

第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係

第七条の七（略）

（産業廃棄物の運搬を委託できる者）

第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者）（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（産業廃棄物の処分を委託できる者）

第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（当該認定に係

る産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者（同条第二項第二号に規定する者である者に限る。）を含む。）

（委託契約書に添付すべき書面）

第八条の四 令第六条の二第三号（令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

（事業者の帳簿記載事項等）

第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五

（委託契約書に添付すべき書面）

第八条の四 令第六条の二第三号（令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

（事業者の帳簿記載事項等）

第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十一



項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十一項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十一項において準用する法第七条第十二項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十一項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十二項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四 (略)

限る。 ) を含む。 ) に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合

六〇十一 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一〇六 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 削除

四〇十一 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者の許可の申請)

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

五〇十 (略)

(情報処理センターへの登録手続)

第八条の三十一 法第十二条の五第一項(法第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一〇六 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第九条 法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物であつて、環境大臣が指定したものを適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(当該産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

四〇十一 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者の許可の申請)

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

九・十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〜九 (略)

十 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十一 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十二・十三 (略)

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

4 (略)

七 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

九・十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〜九 (略)

十 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十一 申請者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十二・十三 (略)

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

4 (略)

(産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条 法第十四条第五項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)

第十条の三 法第十四条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 削除

四〇八 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の十九第一項第七号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を

(産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条 法第十四条第三項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)

第十条の三 法第十四条第四項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 広域的に処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物であつて、環境大臣が指定したものを適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(当該産業廃棄物のみを業として行う場合に限る。)

四〇八 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第四項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。以下同じ。))の面積及び埋立容量。第十二条の十二の十三第一項第七号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を

除き、以下同じ。)

六〇九 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

4 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の五 法第十四条第十項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物処分業の許可証)

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号

除き、以下同じ。)

六〇九 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十三号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、許可の更新の申請の場合には、この限りではない。

4 (略)

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の五 法第十四条第六項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(産業廃棄物処分業の許可証)

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第四項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号

による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合とする。

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

による許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の六の二 法第十四条第九項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合とする。

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十一項において準用する法第七条第十一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十五項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項
  - イ 法第十四条第五項第二号八に規定する法定代理人
  - ロ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員
  - ハ・ニ (略)
  - 三〽六 (略)
  - 2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第五項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物処分の許可を要しない者)

第十条の十五 法第十四条の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十一項において準用する法第七条第十二項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 法第十四条第一項又は第四項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項
  - イ 法第十四条第三項第二号八に規定する法定代理人
  - ロ 法第十四条第三項第二号二に規定する役員
  - ハ・ニ (略)
  - 三〽六 (略)
  - 2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可の基準)

第十条の十三 法第十四条の四第三項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物処分の許可を要しない者)

第十条の十五 法第十四条の四第四項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。



一〇三 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請)

第十条の十六 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可の基準)

第十条の十七 法第十四条の四第十項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可証)

第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

一〇三 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請)

第十条の十六 法第十四条の四第四項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇九 (略)

2・3 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可の基準)

第十条の十七 法第十四条の四第六項第一号(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

(特別管理産業廃棄物処分量の許可証)

第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第四項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の十八の二 法第十四条の四第九項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者

者とする。

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の十九 第十条の七の規定は、法第十四条の四第十四項ただし書の環境省令で定める場合について準用する。この場合において、第十条の七中「法第十四条第十四項ただし書」とあるのは、「法第十四条の四第十四項ただし書」と、「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)

第十条の二十 法第十四条の四第十五項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十条の十一に掲げる者

二 第十条の十五に掲げる者

三 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(当該認定に係る特別管理産業廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る収集若しくは運搬又は処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。)を含む。)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者とする。)

とする。

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の十九 第十条の七の規定は、法第十四条の四第十項ただし書の環境省令で定める場合について準用する。この場合において、第十条の七中「法第十四条第十項ただし書」とあるのは、「法第十四条の四第十項ただし書」と、「産業廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)

第十条の二十 法第十四条の四第十一項の規定による環境省令で定める者は、第十条の十一及び第十条の十五に掲げる者とする。

2 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者とする。)

業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十六項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ 法第十四条第五項第二号八に規定する法定代理人

ロ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員

八・二 (略)

三〇七 (略)

2・3 (略)

業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十二項において準用する法第七条第十一項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十二項において準用する法第七条第十二項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条の四第一項又は第四項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ 法第十四条第三項第二号八に規定する法定代理人

ロ 法第十四条第三項第二号二に規定する役員

八・二 (略)

三〇七 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2) 5 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一) 十 (略)

十一 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十三・十四 (略)

7 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

2) 5 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一) 十 (略)

十一 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

十二 申請者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書

十三・十四 (略)

7 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定による許可(平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの(この項の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。))に限る。)を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、同項第十号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く

。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇七（略）

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

（産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇二（略）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第十二条の三 法第十五条の二第三項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。

（産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第十二条の四 法第十五条の二第五項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇七（略）

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

（産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号（法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇二（略）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第十二条の三 法第十五条の二第三項（法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。

（産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第十二条の四 法第十五条の二第五項（法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設の許可証)

第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の五第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。

(準用)

第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の十三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場(法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。)に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者(同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは、「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第八条の五第一項とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項」と、第四条の十第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、一般廃棄物の」とあるのは、「産

一〇五 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設の許可証)

第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の四第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。

(準用)

第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の十三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場(法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。)に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者(同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは、「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、法第八条の五第一項とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項」と、第四条の十第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは、「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、一般廃棄物の」とあるのは、「産

業廃棄物の」と、「をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。」とあるのは「をいう。」と、第四条の十一第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十三第一項中「法第九条第五項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号八」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号八」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置  
についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当

業廃棄物の」と、「をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。」とあるのは「をいう。」と、第四条の十一第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十三第一項中「法第九条第五項」とあるのは「法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第五項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号八」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号八」と読み替えるものとする。

該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。

次号において同じ。）

二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類

三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破砕施設 木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破砕施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

五 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。）

六 令第七条第十四号八に掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）



(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)  
第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - 三 産業廃棄物処理施設の種類
  - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
  - 六 産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)
  - 七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件
  - 八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み
- 2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。
  - 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る第十二条の五に規定する許可証の写し
    - 二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるい

ずれかの書類

イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第七条第六項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類

ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類

ハ 第二条の三第一号、第二号、第四号又は第六号に該当する者であることを示す書類

二 令第五条の九に規定する認定証の写し

4 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号

六 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件

5 法第十五条の二の四の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定により交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)

第十二条の七の八 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の三までの規定を適用する。

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの

二 五 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 法第十五条の二の五第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 八 (略)

2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の四第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの

二 五 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 法第十五条の二の四第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 八 (略)

2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の四第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設

置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項

イ 法第十四条第五項第二号八に規定する法定代理人

ロ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員

八・二 (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 六 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第

置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる事項

イ 法第十四条第三項第二号八に規定する法定代理人

ロ 法第十四条第三項第二号二に規定する役員

八・二 (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 六 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の四第三項において準用する法第

九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～十 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の三 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～十 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の三 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七 申請者が法第十四条第三項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～六 (略)

七 申請者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員<sup>イ</sup>の住民票の写し及び登記事項証明書

九・十 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十四条第五項第二号二に規定する役員<sup>イ</sup>の氏名及び住所

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十四条第五項第二号二に規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ・ニ (略)

九～十一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～六 (略)

七 申請者が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第三項第二号二に規定する役員<sup>イ</sup>の住民票の写し及び登記事項証明書

九・十 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の四 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 法第十四条第三項第二号二に規定する役員<sup>イ</sup>の氏名及び住所

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 法第十四条第三項第二号二に規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ・ニ (略)

九～十一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類  
イ・ロ (略)

八 第十四条第五項第二号二に規定する役員の写真の写し及び登記事項証明書

二〇へ (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項  
イ・ロ (略)

八 第十四条第五項第二号二に規定する役員となる者の住民票の写し

二・ホ (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 第十五条の四において準用する第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〇六 (略)

七 相続人が第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類  
イ・ロ (略)

八 第十四条第三項第二号二に規定する役員の写真の写し及び登記事項証明書

二〇へ (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項  
イ・ロ (略)

八 第十四条第三項第二号二に規定する役員となる者の住民票の写し

二・ホ (略)

3 (略)

(相続の届出)

第十二条の十二 第十五条の四において準用する第九条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一〇六 (略)

七 相続人が第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 四 (略)

五 相続人が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

六 (略)

3 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項の第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 七 (略)

八 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

九 十一 (略)

(広域的处理に係る特例の対象となる産業廃棄物)

第十二条の十二の八 法第十五条の四の三第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

一 通常の運搬状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないもの

二 製品が産業廃棄物となつたものであつて、当該産業廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、当該産業廃棄物の減量

八 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 四 (略)

五 相続人が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

六 (略)

3 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項の第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 七 (略)

八 法第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

九 十一 (略)



その他その適正な処理が確保されるもの

(産業廃棄物の広域的処理の認定の申請)

第十二条の十二の九 法第十五条の四の三第一項の認定の申請は、当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする製造事業者等が、単独に又は共同して行うものとする。

(広域的処理の内容の基準)

第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理を当該製造事業者等が行うことにより、当該処理に係る産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

二 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者(その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。)の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。

三 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五 当該申請に係る処理の行程において法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準(以下「産業廃棄物処理基準等」という。)に適合しない処理が行われた場合において、生活環

境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。

六 当該申請に係る処理を他人に委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。

七 二以上の都道府県の区域において当該申請に係る産業廃棄物を広域的に収集することにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収を行った後に埋立処分を行うものであること。

九 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十一 法第十五条の四の三第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二 当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

四 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

五 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。

イ 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、当該産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

二 当該申請に係る産業廃棄物の処分（再生を含む。）の用に供する施設については、次によること。

イ 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分（再生を含む。）に適するものであること。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の五第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

ニ 保管施設を有する場合には、搬入された産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じたものであること。

三 その他環境大臣が定める基準に適合していること。

（準用）

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定（第七号に係る部分を

除く。)は法第十五条の四の三第二項の規定による環境省令で定める書類について、第六条の十九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)について、第六条の二十の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の二十一の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十二の規定は令第七条の五において準用する令第五条の九の規定による認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の五において読み替えて準用する令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の十八 第一号ル	法第九条の九第六項	法第十五条の四の三第二項において準用する法第九条の九第六項
第六条の十八 第一号ヲ	一般廃棄物処理基準等	産業廃棄物処理基準等
第六条の十八 第一号ワ	第六条の十三の規定により環境環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項	環境大臣が定める事項
第六条の十八	第六条の十六各号	第十二条の十二の十一各

第四号	第六條の十八 第六號イ	第六條の十六第一号及び第二号	第十二條の十二の十一第一号及び第二号
第六條の十八 第五号ロ	第六條の十八 第六號イ 第六號ロ	第六條の十六第三号から第五号まで 一般廃棄物処理施設	第十二條の十二の十一第三号から第五号まで 産業廃棄物処理施設
第六號	第六條の十八 第六號	法第八條第一項 法第九條第一項	法第十五條第一項 法第十五條の二の五第一項
第六條の十八 第八号	第六條の十八 第八號	前二号 前条各号	前号 第十二條の十二の十二各号
第六條の十八 第九号	第六條の十八 第九號	第六條の十三の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類	環境大臣が定める書類
第六條の二十 第二項	第六條の二十 第二號	令第五條の九	令第七條の五において準用する令第五條の九
第六條の二十 第一号イ	第六條の二十 第一號イ	第六條の十八	第十二條の十二の十三において読み替えて準用する第六條の十八
第六條の二十	第六條の二十 第一號イ	第六條の十八第一項第一号イ	第十二條の十二の十三において読み替えて準用する第六條の十八第一項第一号イ

一第二号	一 号 口	おいて読み替えて準用する 第六条の十八第一項第 一 号 口
第六条の二十 一第三号	第六条の十八第一項第 一 号 二	第十二条の十二の十三に おいて読み替えて準用す る 第六 条の 十八 第一 項第 一 号 二
第六条の二十 一第四号	第六条の十八第一項第 一 号 ホ	第十二条の十二の十三に おいて読み替えて準用す る 第六 条の 十八 第一 項第 一 号 ホ
第六条の二十 一第五号	第六条の十八第一項第 一 号 ヘ	第十二条の十二の十三に おいて読み替えて準用す る 第六 条の 十八 第一 項第 一 号 ヘ
第六条の二十 一第六号	第六条の十八第一項第 一 号 又	第十二条の十二の十三に おいて読み替えて準用す る 第六 条の 十八 第一 項第 一 号 又
第六条の二十 一第七号	第六条の十八第一項第 一 号 ヲ	第十二条の十二の十三に おいて読み替えて準用す る 第六 条の 十八 第一 項第 一 号 ヲ
第六条の二十 一第八号及び 第九号	法第九条の九第二項第 二 号	法第十五条の四の三第二 項 第 二 号

第六條の二十 三第二項	第六條の二十第二項	第十二條の十二の十三に おいて読み替えて準用す る第六條の二十第二項
第六條の二十 三第三項	第九條の九第一項	第十五條の四の三第一項

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二條の十二の十四 法第十五條の四の四第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に届け出なければならぬ。

一 九 (略)

2 (略)

(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

第十二條の十二の十五 法第十五條の四の四第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(廃棄物の輸入の許可を申請できる者)

第十二條の十二の十六 法第十五條の四の四第三項第二号八の規定による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とする。

(産業廃棄物の輸出に係る基準)

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二條の十二の八 法第十五條の四の三第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に届け出なければならぬ。

一 九 (略)

2 (略)

(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

第十二條の十二の九 法第十五條の四の三第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(廃棄物の輸入の許可を申請できる者)

第十二條の十二の十 法第十五條の四の三第三項第二号八の規定による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とする。

(産業廃棄物の輸出に係る基準)

第十二条の十二の十七 法第十五条の四の六において準用する法第十條第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実にであると認められることとする。

(産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者)

第十二条の十二の十八 法第十五条の四の六において準用する法第十條第一項第四号口の規定による環境省令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の十二の十九 法第十五条の四の六において準用する法第十條第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 一十 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の六において準用する法第十條第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 一四 (略)

第十五条の二 法第十九条の四の二第二項において準用する法第九條の四第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

第十二条の十二の十一 法第十五条の四の五において準用する法第十條第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実にであると認められることとする。

(産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者)

第十二条の十二の十二 法第十五条の四の五において準用する法第十條第一項第四号口の規定による環境省令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の十二の十三 法第十五条の四の五において準用する法第十條第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 一十 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認を要しない者)

第十二条の十二の十四 法第十五条の四の五において準用する法第十條第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 一四 (略)



一 講ずべき支障の除去等の措置の内容

二 命令の年月日及び履行期限

三 命令を行う理由

四 法第十九条の七第一項第三号に該当すると認められるときは

、同項の規定により支障の除去等の措置の全部又は一部を市町村長が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨

第十五条の三・第十五条の四 (略)

(支障の除去等の措置に係る費用負担)

第十五条の五 市町村長は、法第十九条の七第二項から第四項までの規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該処分者等又は認定業者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

第十五条の六・第十五条の八 (略)

計二十二の様式に修正が必要。

第十五条の二・第十五条の三 (略)

(支障の除去等の措置に係る費用負担)

第十五条の四 市町村長は、法第十九条の七第二項の規定により当該支障の除去等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該処分者等に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

第十五条の五・第十五条の七 (略)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）（抄）  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）                      第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>4 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。</p>	<p>（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）                      第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十五条の二の四第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一（三）（略）</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第三項の規定による届出に関する省令（平成十三年環境省令第四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百九十三号。第六号において「改正政令」という。）附則第二条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。）に提出して行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 改正政令附則第二条第二項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>七～九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百九十三号。第六号において「改正政令」という。）附則第二条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。）に提出して行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 改正政令附則第二条第二項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第三項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>七～九（略）</p> <p>2（略）</p>

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則別表			
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	
（略）	（略）	（略）	
ふつ素及びその化合物（単位ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	（略）	（略）	
	産業廃棄物処理業（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）の設置する	一五	
附則別表			
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	
（略）	（略）	（略）	
ふつ素及びその化合物（単位ふつ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム）	（略）	（略）	
	産業廃棄物処理業（国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）の設置する	一五	

(略)		
(略)	(略)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号又は第八号に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）</p>
(略)	(略)	

(略)		
(略)	(略)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号又は第八号に掲げる施設を有するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）</p>
(略)	(略)	

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七  
条第一項ただし書の環境省令で定める者は、廃肉骨粉の収集又は運  
搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和  
四十六年厚生省令第三十五号）第二条の規定により廃肉骨粉の収集  
又は運搬を法第七条第一項の許可を受けずに業として行うことがで  
きるとされた者のほか、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律  
第四百十号）第一条第二項に規定する化製場の設置者又は管理者か  
ら書面による委託を受けて当該化製場から排出される廃肉骨粉を適  
正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（  
法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、当該廃  
肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）とする。

一 法第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこ  
と。

二 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は廃棄物の処  
理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第  
四條の六に掲げる法令の規定による不利益処分（行政手続法（平  
成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をい  
う。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない  
者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当  
該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七  
条第一項ただし書の環境省令で定める者は、廃肉骨粉の収集又は運  
搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和  
四十六年厚生省令第三十五号）第二条の規定により廃肉骨粉の収集  
又は運搬を法第七条第一項の許可を受けずに業として行うことがで  
きるとされた者のほか、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律  
第四百十号）第一条第二項に規定する化製場の設置者又は管理者か  
ら書面による委託を受けて当該化製場から排出される廃肉骨粉を適  
正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（  
法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、当該廃  
肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）とする。

一 法第七条第三項第四号イから又までのいずれにも該当しないこ  
と。

二 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は廃棄物の処  
理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第  
四條の五に掲げる法令の規定による不利益処分（行政手続法（平  
成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をい  
う。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない  
者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当  
該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつ

た日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該不利益処分があった日から五年を経過しないものを含む。）に該当しないこと。

た日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該不利益処分があった日から五年を経過しないものを含む。）に該当しないこと。